

関係団体各位

北海道保健福祉部長  
〔北海道新型コロナウイルス感染症  
対策本部指揮室長(感染拡大防止担当)〕

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけ変更に伴う患者情報の公表  
の取扱いについて(通知)

日頃から、道の保健医療福祉行政、とりわけ新型コロナウイルス感染症対策に多大なる御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについては、これまで、国では感染症法の規定に基づき、「一類感染症患者が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本指針」を参考にしつつ、適切な公表に努めるよう求めてきた中、道では、こうした考え方に基づき患者の発生状況等を毎日公表してきたところです。

令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 2 類相当から 5 類へ変更することに伴い、患者の発生動向の把握方法は、これまでの全数把握から定点把握に変わります。

これに伴い、道では、国の考え方の下、患者情報の公表は、季節性インフルエンザと同様の取扱いとすることを基本とし、令和 5 年 4 月 21 日開催の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第 143 回本部会議において「新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の位置づけ変更に伴う道の対応」を決定したところです。

つきましては、移行後の公表の取扱いについて、次のとおりお知らせしますので、御了知願います。

なお、本取扱いの内容について、ご不明な点などがありましたら、お手数をかけて恐縮ですが下記の担当まで問い合わせをお願いします。

記

1 5 類移行後の公表の取扱い

(1) 公表方法を変更するもの

- 患者の発生状況

毎週月曜日から日曜日までの定点医療機関からの報告により把握した数を翌週金曜日に道立衛生研究所感染症情報センターのホームページで公表。

(第 1 回目の公表は令和 5 年 5 月 19 日)

(2) 公表を終了するもの

上記(1)以外の項目(1週間累計報(市町村毎)、集団感染事例、死亡事例など)は、全て終了。

※変異株については、今後、対策を必要とするような変異株が確認された場合、変異株の性質の変化に伴う国の動向も踏まえて公表。

(3) 従来 of 取扱いによる公表

従来 of 取扱いによる新規感染者数の把握は 5 月 7 日まで行い、翌 8 日の公表が最終。

(4) 留意事項

今後、国において新たな取扱いなどの詳細が示された場合には、その都度、改めて対応すること。

- 感染症対策局感染症対策課(地域支援班)
- 担当: 課長補佐 錦野 昌浩
- 電話: 011-231-4111(内線 38-941)